

基準 27（既存の診療所又は病院に近隣接する調剤薬局）

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）」施行以前に建築された診療所又は病院（以下「診療所等」という。）に近隣接する調剤薬局を建築する場合で、次の要件に該当するもの。

（1）建築物の目的

建築物は、調剤を目的とする薬局で、次のいずれもが確実であるもの。

- ア 薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可
- イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条の規定に基づく保険薬局の指定

（2）建築予定地の位置

市街化調整区域に存する既存の診療所又は病院に近隣接するものであること。

（3）建築予定地の規模

敷地面積は、500㎡以下であり、かつ、予定建築物等の適正な規模及び配置を考慮した規模であること。

（4）店舗の規模、構造、景観及び付帯施設に関する条件

店舗は、次の基準に該当すること。

- ア 延べ床面積の合計は、100㎡以下とすること。
- イ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう、福祉のまちづくり条例の基準に準拠した施設整備に努めること。

| | |
|-------------|-------------------|
| 平成21年11月27日 | 平成21年度第1回開発審査会承認済 |
| 基準適用年月日 | 平成22年 2月 1日 |

ア 適用趣旨

当該基準については、法第34条第1号後段（日常生活に必要な物品の販売店等）で許可できる調剤薬局には適用しない。

イ 既存の診療所等について

既存の診療所等については、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）」施行（平成19年11月30日）以前に、都市計画法第29条の適用除外施設として建築された建築物であること。（法第34条第1号該当施設として建築された診療所等を除く。）

ウ 薬事法に基づく開設許可並びに健康保険法に基づく保険薬局の指定が確実なものについて下記書類により確認する。

- ・登記事項証明書（申請者が法人であるとき）
- ・資格を称する書面（薬局の管理者の薬剤師免許証及び保険薬剤師登録票の写し）
- ・申請者以外の者が薬局の管理者である場合は、その雇用契約書の写し
- ・平面図（調剤室6.6㎡以上、調剤室及び販売所兼待合所の合計19.8㎡以上）

エ 添付図書

- ① 理由書
- ② 位置図
- ③ 土地利用計画図（縮尺1／100～1／200）
- ④ 平面図（縮尺1／50～1／100）
- ⑤ 2面以上の立面図（縮尺1／50～1／100）
- ⑥ 当該業務を行い得ることが称される図書（薬剤師免許等）
- ⑦ その他、特別な事情がある場合は、これを説明するために必要な図書